

事 務 連 絡
平成 26 年 12 月 9 日

各地方整備局
 企 画 部 長 殿
 港湾空港部長 殿
北海道開発局
 事業振興部長 殿

大臣官房 技術調査課
 建設システム管理企画室長
港 湾 局 技術企画課
 港湾保全政策室長

直轄工事における受注者の除排雪対策への協力に対する配慮について

今般の豪雪状況にかんがみ、直轄工事の受注者から地元の市町村等が実施する除排雪作業への優先的な取組に伴う当該工事への対応について、相談、協議等があった場合には、下記のとおり柔軟に対応するよう配慮されたい。

なお、本通知の内容について、各都府県の建設業関係団体に対して周知徹底されたい。

記

国土交通省の直轄工事について、当該工事の受注者から、除排雪作業への優先的な協力に伴って生じる工事実施日、施工時間の変更や工事の一時的な中断等について、相談、協議等があった場合は、当該工事の完成への影響、現場の安全管理への支障等を十分検討の上、可能な限り柔軟に対応することとされたい。

また、当該工事に対する措置に応じて、工事の一時中止など工事請負契約書の規定に基づき適切に対応されたい。

各地方整備局等管内都道府県等に対しても、参考に周知されたい。